

平成 31 年度税制改正(地方税)の概要について

平成 31 年度税制改正大綱のうち、主に市税に関する概要についてご報告します。

※を付している項目は、現時点で条例改正が想定される項目となっており、今後、地方税法等の改正が行われた場合には、横浜市市税条例の改正を行ってまいります。

1. 車体課税の見直し (※)

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源

移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率を 1%分軽減する。

◎ 自動車税の税率引下げ (恒久減税)

平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車 (登録車) から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

なお、軽自動車税の税率は、変更しない。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

<地方税財源の確保>

- (1) エコカー減税 (自動車取得税・自動車重量税) の軽減割合等の見直し
- (2) グリーン化特例 (軽課) の大幅見直し
- (3) 自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し
- (4) 都道府県自動車重量譲与税制度の創設 (自動車重量税の譲与割合の引上げ)
- (5) 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

◎ 環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

〔登録車〕		〔軽自動車〕	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

2. ふるさと納税制度の見直し

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

◎ 見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ①寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
 - ②（①の地方公共団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること
- なお、この見直しは平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

3. 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成33年度分の個人住民税から適用）

4. 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策

◎ 自動車に係る措置

- 「1 車体課税の見直し」のとおり。

◎ 住宅に係る措置

- 現行の住宅ローン控除制度（住宅の取得をし、平成26年4月から平成33年12月までの間に居住の用に供した場合10年間控除するもの）について、平成31年10月から平成32年12月までの間に居住の用に供した場合の、所得税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長された。
- 延長された控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額がある場合は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%）の範囲内において、個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

5. 森林環境税・譲与税（仮称）の法制化【国税】

平成30年度税制改正で決定された以下の具体的内容について法制化する。

◎ 森林環境税（仮称）の創設（平成36年度から課税）

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する国税
賦課徴収等	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を經由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税（仮称）の創設（平成31年度から譲与）

譲与総額	森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額
譲与基準	市町村には、総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 ○本市への譲与見込額：約1.4億円（平成31年度予算案）
使途	今後本格化する学校建替事業の財源として活用

6. 地方法人課税における新たな偏在是正措置【都道府県税】

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

- 法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）とする。（平成31年10月1日以後に開始する事業年度～）
- 特別法人事業譲与税（仮称）の創設（平成32年度から、都道府県に譲与）
- 市町村に対する法人事業税交付金（注）について、交付水準に変動が生じないよう交付率を引き上げる（5.4%→7.7%）等の措置を講じる。

（注） 法人住民税の一部国税化に伴う市町村の減収分を一部補てんするため、法人事業税（県税）の一部を都道府県から市町村に交付する制度として、平成28年税制改正において創設された。